

価格転嫁専門家派遣要請について

公益財団法人あきた企業活性化センター

1. 派遣要請に当たっての留意事項

- ①この派遣事業は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けている事業者に対して、価格転嫁に関する専門家を派遣し、適切な価格転嫁の対応に向けた支援を行うものである。
- ②要請者の物価高騰対策に関連した価格転嫁に資する経営課題の解決であること。
- ③最大4日の派遣で要請内容に応じた具体的な取組が期待できること。

2. 派遣要請書の提出

様式1の「価格転嫁専門家派遣要請書」を当センターに持参又は郵送、メールにより提出してください。（FAX不可）

3. 専門家の選択

派遣を要請する専門家は、原則として派遣を要請する企業等自らが「価格転嫁専門家登録者名簿」から選択してください。

自ら選択することが困難な場合には、当センターが派遣テーマに応じて専門家を紹介しますが、最終決定は派遣要請者自身が行ってください。

なお、現在当センターの価格転嫁専門家登録者名簿に登録されていない専門家の派遣を希望する場合も、新たに登録することにより派遣が可能となる場合がありますので、ご相談ください。（ただし、一定の登録基準に基づく審査があります。）

4. センター職員の同席等

専門家による支援の実施に当たっては、必要に応じて当センターの職員が同席しますので、あらかじめご承知おき願います。

また、支援の実施後、専門家派遣の効果等について当センターから調査させていただきます。

5. 派遣経費

謝金は、1回の支援活動につき、4時間以上支援した場合は5万円、2時間以上4時間未満の場合は2万5千円とする（この場合、面談又はオンラインによる支援活動に付随して発生した実務作業を支援内容に含めることができる）とし、センターが全額負担します。

旅費もセンターの関係規定に基づき積算した額を上限とし、センターが負担します。

※ 1中小企業者等への専門家の派遣日数は、1日2時間を超える支援活動について4回を限度とする。

6. 要請書様式等

価格転嫁専門家派遣要請書等の様式及び価格転嫁専門家登録者名簿については、以下の当センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.bic-akita.or.jp/>

【問い合わせ先（要請書提出先）】

〒010-8572

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談課

電話 018-860-5610

FAX 018-863-2390

メール soudan@bic-akita.or.jp